桑 名 市 の 環 境

（令和５年度版）

桑名市 市民環境部 環境対策課

はじめに

近年、地球温暖化、酸性雨などの地球環境問題が社会に様々な影響を与えることが懸念されており、人と自然が共生できる真に豊かで安心して暮らせる環境を確保し、将来の世代に継承する取り組みを進めなくてはなりません。

桑名市は、行政サービスを行う主体であるとともに地域最大級の事業者・消費者です。その活動が地球環境へ過大な負荷を及ぼしていることを認識し、環境への負荷の低減、環境保全及び公害の未然防止に努めます。

目　次

１．桑名市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２
（１）位置・面積
（２）地形・地勢
２．環境施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２
（１）桑名・員弁広域環境基本計画
（２）桑名市スマート・エネルギー構想
（３）桑名市省エネオフィスプラン
３．地球温暖化問題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３
（１）地球温暖化対策
（２）新エネルギー・省エネルギー
４．公害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４
（１）大気汚染
（２）水質汚濁
（３）騒音・振動
（４）悪臭
（５）地盤沈下
（６）公害苦情
５．環境衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１２
（１）衛生
（２）狂犬病予防及び動物愛護
（３）火葬場の運営管理
６．自然環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１５
（１）天然記念物
（２）自然環境調査
７．資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１６

１．桑名市の概要

（１）位置・面積

桑名市は三重県の北部に位置し、市域面積 136.65 ㎢、南北に 17.8km、東西に 16.5km の広がりをもつ都市です。名古屋から 25km 圏内にあり、東は愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び東員町、南は伊勢湾及び四日市市圏域に接しています。

（２）地形・地勢

桑名市の地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と、伊勢湾に面した木曽三川と員弁川が造る堆積平野、木曽川・長良川によって造られた輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯により形成されます。

市内には揖斐川、長良川、木曽川などの一級河川、員弁川、嘉例川などの二級河川が流れるとともに、養老山系を流れる小河川等があります。

２．環境施策

（１）桑名・員弁広域環境基本計画

桑員地域２市２町において、快適で安心して暮らせる自然環境・生活環境・社会環境を目指し、さらに資源循環型社会の構築に向けて自治体の垣根を越えて広域的に取り組むために、平成 12 年度に「桑名・員弁広域環境基本計画」及び「環境基本計画実行計画」を策定しました。そして、平成 26 年３月、計画期間の終了に伴い、全面的に見直しを加えた新たな「桑名・員弁広域環境基本計画」を策定しました。これらの計画に基づき、アダプトプログラム等の施策を実施しています。

・アダプトプログラム登録団体数　80 団体（令和５年３月末現在）

（２）桑名市スマート・エネルギー構想

東日本大震災を契機に、市民・事業者・行政の連携による省エネルギー等の実行や、効率的なエネルギー運用などを行い、将来にわたり安全・安心なエネルギーを可能な範囲で安定的・継続的に確保できるまちを目指し、総合的に政策を進めていくため、平成 25 年３月「桑名市スマート・エネルギー構想」を策定しました。「創る」・「省く」・「賢く使う」・「学ぶ」を構想の柱とし、新エネルギーや省エネルギーに関する施策の充実・強化を図っており、環境学習出前講座など、構想実現に向けた取り組みを進めてきました。

（３）桑名市省エネオフィスプラン

本市では、環境マネジメントシステムを構築・運用し、平成 14 年３月に ISO14001 の認証の取得を、平成 21 年４月からは自己適合宣言により、第三者によらない独自の運用を行ってきました。平成 26 年３月、温室効果ガスの削減やエネルギー使用量の削減に重点的に取り組むため、環境マネジメントシステムと地球温暖化防止実行計画を統合し、より効率の良い運用を図るとともに、仕組みと事務の簡素化ができるよう「桑名市省エネオフィスプラン」として改訂しました。平成 31 年３月より、引き続き桑名市職員一人ひとりの環境への意識を高め、温室効果ガスの排出削減を推進する「第２期桑名市省エネオフィスプラン」が始動し

ました。桑名市役所温暖化対策基本方針に基づき、事務事業における環境配慮に率先して取り組み、環境と共生した持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策を推進します。

３．地球温暖化問題

（１）地球温暖化対策

地球温暖化問題は、全ての人が関わる問題です。また、原因物質の発生源が広範囲に及ぶとともに、発生に要した時間に比べてその影響が長く持続し、将来の人類の生存基盤さえも脅かしかねない広域的かつ継続的な問題です。

桑名市では「桑名市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市内の公共施設・組織及び事務・事業活動等において温室効果ガスの削減に努めています。

また、平成 21 年に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」で、桑名市は特定事業者に指定され、施設の省エネルギー管理が義務付けられました。

そのため使用電力量の多い一定の施設にデマンド監視装置を取り付け電気使用の省力化を図るとともに、省エネルギー診断によってエネルギー使用の無駄を省くなど、毎年１％の温室効果ガス削減を目標に取り組んでいます。

東日本大震災以降は、電力不足への対策として、空調、照明、電気機器の適正使用の徹底を図る省エネオフィス活動に取り組んでいます。

以上の取り組みの結果、令和４年度の温室効果ガス算定排出量は 11,833t-C02 となり、令和３年度の 12,623t-C02 から約 6.26%減少しました。

（２）新エネルギー・省エネルギー

石油・石炭などのエネルギー資源の枯渇と地球温暖化問題への対応から、桑名市全体のエネルギー利用の実態調査を通じて、新エネルギーの導入に向けた方針を検討した「桑名市地域新エネルギービジョン」を平成 23 年２月に策定しました。その後当ビジョンの具体化を図るため「桑名市スマート・エネルギー構想」が策定され、平成 27 年度まで新エネルギーの普及支援として、家庭及び事業所向け太陽光発電施設等の設置に対する助成を行いました。現在は、照明器具のＬＥＤ化など電気機器の更新により、二酸化炭素の排出量削減に努めています。

［表 3-1］家庭用新エネルギー等普及支援補助金交付件数

対象設備	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
太陽光発電設備	―	63 件	196 件	98 件	199 件	216 件	150 件
小型風力発電設備	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	―	―
ガスエンジン給湯器	4 件	4 件	4 件	1 件	0 件	―	―
燃料電池	―	―	―	1 件	1 件	18 件	31 件
蓄電池	―	―	―	―	1 件	6 件	25 件

４．公害対策

（１）大気汚染

大気汚染は、私たちの生活を支えるエネルギー源である石油や石炭などの化石燃料を燃やすことにより発生する窒素酸化物や浮遊粒子状物質などに起因するものや、私たちの生活を豊かにしてくれる様々な化学物質の中にも、大気に放出されることにより有害となる物質があり、これらが原因となる場合もあります。いずれも、大気中の汚染濃度が高くなると、人の健康や動植物の生育に悪影響を及ぼすことがあります。

桑名市では、市内８ヵ所で大気中の窒素酸化物の濃度を測定しており、その結果は、 すべて環境基準を満たしていました。

［表 4-1］窒素酸化物（二酸化窒素濃度）測定結果（令和４年度）

（環境保全目標（三重県）：年平均値 0.02ppm 以下，測定法：ｻﾞﾙﾂﾏﾝ法，単位：NO_2ppm）

回 / 測定地点	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	年間		
											最高	最低	平均
桑名市役所	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008	0.010	0.007	0.008	0.009	0.010	0.007	0.008
大山田東小学校	0.005	0.004	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.008	0.005	0.005	0.008	0.004	0.005
桑名西高校	0.008	0.007	0.009	0.008	0.007	0.008	0.010	0.008	0.008	0.009	0.010	0.007	0.008
桑名警察署	0.009	0.009	0.010	0.010	0.009	0.009	0.011	0.008	0.009	0.010	0.011	0.008	0.009
大成小学校	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.005	0.005	0.006	0.007	0.004	0.005
深谷小学校	0.007	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006	0.007	0.004	0.006
在良小学校	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008	0.010	0.005	0.008	0.009	0.010	0.005	0.008
七和小学校	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006

（２）水質汚濁

① 河川

公共用水域については、環境省が水質保全行政の基準として環境基準を設定しています。桑名市は、市内を流れる河川の規模に応じて定期的に水質を測定しています。

水質調査の結果、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素）、大腸菌数の数値が基準値を超えて検出された地点がありました。

大腸菌数の数値については、基準値を超える頻度が高く、当審議会でも問題視されていることから、令和２年 11 月に有害とされるふん便性大腸菌について調査しました。

※ 河川の環境基準においてふん便性大腸菌群数の基準値は存在しないため、参考値として「水浴場の判定基準」と「人と河川の豊かなふれあいの確保に関する評価レベル」を流用する。

水浴場の判定基準

区　分		ふん便性大腸菌群数
適	AA	不検出
	A	100 以下
可	B	400 以下
	C	1,000 以下
不適		1,000 超える

人と河川の豊かなふれあいの確保に関する評価レベル

ランク	説明	大腸菌群数
A	顔を川の水につけやすい	100 以下
B	川の中に入って遊びやすい	1,000 以下
C	川の中に入れないが川に近づくことが出来る	1,000 を超える
D	川の水に魅力がなく近づきにくい	1,000 を超える

結果は以下の通りであり、生活環境において問題無いレベルであると判断しました。

採取年月日：令和２年 11 月 17 日

測　定　場　所		ふん便性大腸菌群数（個/100ml）	水浴場の判定基準	人と河川の豊かなふれあいの確保に関する評価レベル	大腸菌群数（MPN/100ml）（参考）
員弁川	坂井橋	24	A	A	940
員弁川	町屋橋	20	A	A	700
揖斐川	揖斐長良大橋	23	A	A	230
大山田川	沢南橋	140	B	B	22,000
蓮花寺川	稗田橋	38	A	A	3,300
桑部川	桑部橋バス停南側	150	B	B	35,000
古川	正和中学校南東側	55	A	A	7,900
嘉例川	北勢線鉄橋南側	36	A	A	1,700
弁天川	弁天川橋	56	A	A	4,600
三弧子川	三弧子橋	34	A	A	7,900
前川	弁天川合流前	88	A	A	22,000

今後も雑排水の流れ込みによる河川の水質汚濁を防止するため、各世帯の浄化槽の定期的な清掃と下水道の整備（令和２年度普及率・人口割：75.7%）を進めると共に、引き続き河川清掃活動（2 回/月）にも積極的に参加する等、水質の維持に努めてまいります。

【主な水質測定項目】
・pH（水素イオン濃度）（pH）
水の酸性、中性、アルカリ性を示す
・BOD（生物化学的酸素要求量）（mg/L）
水中の汚濁物質（有機物）が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと
数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す
・COD（化学的酸素要求量）（mg/L）
主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量のこと
数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す
・DO（溶存酸素）（mg/L）
水中に含まれる酸素の量
・SS（浮遊物質）（mg/L）
水中の粒子状物質のうち、粒径（1 μm～2mm）の含有量
・大腸菌数(CFU/100mL)
大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出され、水のふん便汚染の指標として使われる数値

※ 令和４年４月１日より「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、大腸菌群数については、新たな衛生微生物指標として大腸菌数に見直されました。

［表 4-2］環境基準指定河川の水質調査結果（令和４年度）
環境基準指定河川　類型：Ａ類型【生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）】

場所		項目	基準	5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	12 月	1 月	3 月
員弁川	坂井橋	水温	－	22.5	24.5	25.7	26.4	21.4	5.2	8.2	11.0
		透視度	－	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
		pH	6.5～8.5	7.9	7.8	7.8	7.9	8.2	7.9	7.9	7.9
		BOD	2 以下	0.7	1.2	1.0	0.9	3.0	1.1	0.7	1.3
		COD	3 以下	1.8	1.8	1.0	2.0	1.3	1.2	1.6	1.5
		DO	7.5 以上	10.0	9.3	9.4	9.2	9.6	11.4	11.5	11.5
		SS	25 以下	3	3	4	11	1 未満	1 未満	2	3
		大腸菌数	300 以下	64	48	62	57	26	28	16	24
	町屋橋	水温	－	21.0	23.4	26.6	26.9	21.2	4.8	7.9	11.0
		透視度	－	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
		pH	6.5～8.5	8.1	8.0	8.1	8.0	8.4	8.1	8.0	8.1

		BOD	2 以下	0.9	1.1	1.3	1.2	3.9	1.6	0.9	1.3
		COD	3 以下	2.4	2.2	1.2	1.7	1.2	0.8	1.6	2.0
		DO	7.5 以上	9.6	9.0	9.0	9.0	8.8	11.3	11.8	11.0
		SS	25 以下	9	4	2	8	1 未満	1 未満	2	4
		大腸菌数	300 以下	63	86	56	50	16	33	23	44
揖斐川	名四大橋	水温	―	20.5	23.5	26.6	28.6	19.6	7.8	8.2	11.4
		透視度	―	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
		pH	6.5～8.5	7.9	7.8	7.4	7.4	7.7	7.9	7.7	8.1
		BOD	2 以下	1.0	1.8	1.4	1.6	3.9	1.4	0.7	1.7
		COD	3 以下	2.9	3.6	2.6	2.5	1.9	1.4	3.0	2.7
		DO	7.5 以上	9.2	6.8	7.4	7.8	7.6	8.3	10.0	10.8
		SS	25 以下	3	10	4	10	2	2	3	4
		大腸菌数	300 以下	4	10	7	10	3	4	4	2

［表 4-3］環境基準未指定河川の水質調査結果〔旧桑名地区〕（令和４年度）

※環境基準未指定河川（参考の為、表 4-2 の環境基準のＡ類型を基準に当てはめています）

場所	採水 年月日	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸 菌数
基準	―	―	6.5～ 8.5	2 以下	3 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
大山田川 （沢南橋西側）	R4.10.18	18.4	7.8	3.4	2.9	1 未満	9.0	530
蓮花寺川 （稗田橋）	R4.10.18	18.6	8.5	2.3	4.0	1 未満	10.4	86
桑部川 （桑部橋バス停南側）	R4.10.18	20.0	7.7	6.2	6.3	2	8.0	1,200
古川 （正和中学校南東側）	R4.10.18	21.4	9.6	3.4	6.2	2	12.9	54
嘉例川 （北勢線鉄橋南側）	R4.10.18	23.0	8.9	1.4	2.1	2	10.8	21
弁天川 （弁天川橋）	R4.10.18	22.1	7.5	0.9	1.6	1 未満	10.3	32
三弧子川 （三弧子橋）	R4.10.18	21.2	8.6	1.0	1.7	1	11.0	20
前川 （弁天川合流前）	R4.10.18	24.0	8.2	3.1	3.7	2	9.0	4,400

［表 4-4］環境基準未指定河川の水質調査結果〔長島・多度地区〕（令和４年度）
※環境基準未指定河川（参考の為、表 4-2 の環境基準のＡ類型を基準に当てはめています）

場所		採水年月日	水温	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌数
基準		－	－	6.5～8.5	2 以下	3 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
長島川	長島橋東側	R4.9.13	30.0	7.5	4.0	4.7	10	7.6	23
肱江川	観音橋東側	R4.6.17	23.6	7.2	1.0	3.6	4	7.0	120
		R4.12.19	7.8	7.8	2.0	3.0	1	10.2	15
	新肱江橋東側	R4.6.17	24.4	8.1	0.8	3.4	3	9.2	93
		R4.12.19	8.7	7.9	0.9	1.6	1 未満	10.3	12
多度川	多度中小学校北側	R4.6.17	22.7	7.9	0.6	1.8	1 未満	9.1	86
		R4.12.19	8.2	7.9	0.8	0.6	1 未満	11.5	4
	香取水門	R4.6.17	26.5	8.1	1.1	3.3	3	9.0	98
		R4.12.19	7.2	7.5	2.1	3.4	6	10.0	18

② 工場排水

特定事業場の排水規制は、公共用水域の水質を保全するため、全国一律な水質汚濁防止法による排水基準と三重県生活環境の保全に関する条例による上乗せ基準によって行われています。また、これらの法令等による濃度規制と合わせて、伊勢湾などの閉鎖性水域において流入する汚濁負荷量を削減し、水質の改善を図ることを目的に化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量の３項目について、総量規制を導入しています。

【生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）】

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全 A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	200CFU/100mL 以下
A	水道２級 水産１級 B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道３級 水産２級 C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産３級 工業用水１級 D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水２級 農業用水 Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	―

※１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３．水産１級　：ヤマメ、イワナ等貧腐性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水域の水産生物用及び水産３級の水産施物用
水産３級　：コイ、フナ、β-貧腐性水域の水産生物用
４．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
５．環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
６．この表は環境基準指定河川に適用になります。
員弁川と揖斐川はＡ類型になります。

（３）騒音・振動

騒音及び振動は、公害の中でも人の感覚に直接影響を与え日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く、また、その人の主観や感情・心理的なものに左右されることから、いわゆる「感覚公害」といわれています。一般的に騒音の発生源は、工場・事業所、建設作業、交通機関や飲食店などの深夜のカラオケなどがあります。このほかには、家庭生活に伴う生活騒音や屋外でも拡声器の使用など、多種にわたっています。

桑名市には工業専用地域が少なく、中小規模の工場・事業所が住居と混在する形態が多くあるため、局地的な騒音・振動の発生が見受けられます。また、市内には国道１号線・23 号線・258 号線、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道などが通過し、交通量の増大による交通騒音の影響も見受けられます。

桑名市では、青葉公園をはじめとして市内３ヵ所で環境騒音調査及び交通振動調査を行った結果、一箇所(夜間帯)で環境基準を超過していました。また、平成 24 年度より、市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音状況の常時監視を実施しています。本業務は、桑名市内の自動車交通騒音の監視地域である幹線交通を担う道路に面する地域のうち、住居等が存在する区域を対象とし、５ヵ年で対象箇所（37 ヵ所）全域を実施する予定です。

［表 4-5］環境騒音調査結果（令和４年度）　（単位：LAeq：dB）

調査場所		類型	用途地域	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌６時)
一般地域	青葉公園	A	第１種低層住専	52	42
	近鉄住宅東	B	第１種住居	51	47
	かおるヶ丘団地公園前	C	工業	52	44

※環境基準‥A・B　昼間：55／夜間：45
　　C　　昼間：60／夜間：50

［表 4-6］自動車交通騒音調査結果（令和４年度：５ヵ年実施計画）

路線名	調査場所	騒音（LAeq：dB）		背後地騒音（LA95:dB）	
		昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌6時)	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌6時)
一般国道１号	長島町又木	67	64	39	30
一般国道２５８号	多度町香取	70	66	45	34
一般国道４２１号	大字五反田	72	69	45	37
星川西別所線	大字増田	71	64	41	36
桑名東員線	大字東方	67	60	47	38
桑名東員線	大山田	68	61	39	32

※幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準‥昼間：70 / 夜間：65

（４）悪臭

悪臭は人に不快感を与えるもので、騒音・振動とともに「感覚公害」といわれ、その原因となる物質は多種多様に及んでいます。発生源としては、工場・事業所から発生するものや、近年の都市化や快適環境への欲求の高まりから、家庭生活やサービス業などからの発生が多くなっています。

悪臭防止法では、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出基準を設けて規制しており、現在 22 物質が指定されています。桑名市は、全域が規制地域となっております。苦情の発生に伴い、工場などの立ち入り調査や改善指導などを行っています。

（５）地盤沈下

地盤沈下は、地下水の採取や自然的な原因により、地表面が沈下する現象をいいます。地下水の揚水規制、代替水の供給等により、最近は地下水位の回復とともに沈下の進行が沈静化傾向にあります。

水準点の推移については、三重県が市内各地点の標高を調査し確認しています。

［表 4-7］令和３年度水準点成果一覧表（令和４年度版三重県サステナビリティレポートより）

所在地	水準点番号	標高（m）	年間変動量（㎝）
長島町間々	県 46-2	-1.0322	0.23
長島町又木	国 1470	2.1309	0.31
長島町松ヶ島	県 46-3	0.0813	0.47
長島町松蔭	建 35-14	5.3563	0.12
長島町西川	県 46-1	-0.6397	0.12
長島町青鷺川	県 46-4	-0.9642	0.25
長島町白鶏	建 35-16	0.3555	0.28
長島町松東	県 46-5	-1.2570	0.38
長島町東殿名	国 001-377	-0.7564	0.36
多度町福永	建平賀	亡失	－
多度町中須	建 HR12-1	4.8730	-1.10
多度町東福永	下流 IR14	1.2549	-0.06
今島	県今島	亡失	－
播磨	国 1469-1	24.9671	0.23
上之輪	国 1469	5.0102	0.29
中央町	国 001-382	0.7853	0.25
江場	国 1467	1.4665	0.28
朝日町大貝須	県 46-7	-0.1575	0.07
太平町	県 1	-1.0983	0.10
福地	県 47-11	-0.9496	0.11
城南萱町	県 46-8	0.0693	0.04

（６）公害苦情

公害苦情は、産業型と生活・都市型に大別されますが、最近は快適環境の要求の高まりもあり、近隣生活環境に関わる生活・都市型の苦情が増加する傾向にあります。
特に、住宅地の拡大による工業地域内での住宅の立地、住民同士の生活環境の複雑化などにより、工業地域や住居地域での苦情の発生が多くなっています。

［表 4-8］公害苦情件数（令和４年度）

大気	水質	騒音	振動	悪臭	野焼き	その他	計
５件	12 件	19 件	３件	18 件	29 件	16 件	102 件

※その他‥不法投棄等・土壌・地盤沈下

５．環境衛生

（１）衛生

公共施設、側溝、排水路等の動力噴霧器による消毒を実施するほか、地元自治会で町内独自に消毒を実施する場合、薬剤の支給を行うなど、蚊・蠅等の撲滅に向けて実施しています。

［表 5-1］機動力（令和４年度）

機械器具名	台 数
サニタリカー	１台
二　兼　機	３台
肩掛噴霧器	１台
ミストファン	１台
動力噴霧器	３台

［表 5-2］薬剤使用量（令和４年度）

薬剤名	使用量	備　考
油剤	72 ㍑	ピレハイス
乳剤	0.55 ㍑	オルソ
	228 本	オルソ　（500ml）入自治会配布
塩化ベンザルコニウム	１ ㍑	
発砲錠剤	19,995kg	

（２）狂犬病予防及び動物愛護

狂犬病予防法に基づき、畜犬登録及び狂犬病予防集合注射を実施し、畜犬の登録管理を実施しています。また、犬と猫の繁殖を抑制し、適正な飼養による生活環境の充実を図るため、犬と猫の不妊及び去勢手術費に対する補助金を交付しています。

さらに、動物愛護の意識と飼育マナーの向上を図るため、広報誌やホームページ等で啓発を行うとともに、三重県桑名保健所と連携して飼い方の指導も行っています。

［表 5-3］畜犬登録状況

区　分	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新 規 登 録	680 頭	591 頭	543 頭	558 頭	625 頭	645 頭	548 頭
転　　入	129 頭	116 頭	139 頭	140 頭	166 頭	201 頭	225 頭
転　　出	166 頭	143 頭	148 頭	148 頭	166 頭	189 頭	204 頭
死　　亡	702 頭	534 頭	660 頭	601 頭	565 頭	591 頭	648 頭
失踪・処分	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭
行 政 削 除	77 頭	165 頭	190 頭	148 頭	122 頭	109 頭	1 頭
注 射 頭 数	7,785 頭	7,541 頭	7,392 頭	6,860 頭	7,149 頭	7,740 頭	6,861 頭
登 録 頭 数	10,361 頭	10,226 頭	9,910 頭	9,683 頭	9,854 頭	9,469 頭	9,391 頭

［表 5-4］犬･猫不妊及び去勢手術費補助金交付件数

種　別		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度
犬	不　妊	127 頭	109 頭	112 頭	129 頭	143 頭	123 頭	126 頭
	去　勢	138 頭	132 頭	129 頭	127 頭	123 頭	132 頭	138 頭
	合　計	265 頭	241 頭	241 頭	256 頭	266 頭	255 頭	264 頭
猫	不　妊	314 匹	336 頭	310 頭	241 頭	341 頭	330 頭	233 頭
	去　勢	231 匹	239 頭	229 頭	224 頭	240 頭	236 頭	229 頭
	合　計	545 匹	575 頭	539 頭	465 頭	581 頭	566 頭	462 頭
飼い主のいない猫	不　妊					58 頭	38 頭	36 頭
	去　勢					17 頭	21 頭	11 頭
	合　計					75 頭	59 頭	47 頭

※補助金額（1 頭当たり）：犬　不妊 2,000 円、去勢 1,500 円　　猫　不妊 2,500 円、去勢 2,000 円

（３）火葬場の運営管理

桑名市火葬場は、昭和 43 年に建設され建築後 40 年余を経過し老朽化していました。そこで、これまでの火葬場のイメージを一新し、人生の終焉の場として市民ニーズに即した近代的で明るい、環境に配慮した都市型の火葬場として桑名市斎場「おりづるの森」を建設し、平成 22 年 10 月より供用を開始しました。

［表 5-5］施設の状況

名　　称	桑名市斎場
所 在 地	桑名市新西方七丁目 16 番地
建設年度	平成 22 年度
建物概要	斎場、葬儀場、その他(事務所等)
主要施設	大型人体炉(8)、大型動物炉(1)、動物室(1)、告別室(2)、収骨室(2)、霊安室(1)、待合室(6)キッズルーム(1)、式場(大)(50 席程度)(2)、式場(小)(10 席程度)(1)、遺族控室(2)、和室(2)、会議室(2)、事務室(1)、授乳室(1)、立体駐車場(127)、平面駐車場(28)、大型バス(2)、マイクロバス(3)、車椅子･思いやりスペース(3)

［表 5-6］使用料金　※令和 5 年 4 月 1 日現在

種　別		桑名市斎場	
		市内	市外
大　人	1 体	12,000 円	120,000 円
小　人	1 体	6,000 円	60,000 円
死産児	1 体	6,000 円	60,000 円
身体の一部	1 件	6,000 円	60,000 円
死胎、胞衣 又は産汚物	1 件	3,600 円	36,000 円
動物(鹿・猪以外) 合同火葬	1 件	4,570 円	45,820 円
動物(個別火葬)	1 件	16,500 円	55,000 円
動物 (鹿・猪)	1 件	5,080 円	50,910 円
葬儀場(大)	1 回	251,360 円	502,730 円
葬儀場(小)	1 回	66,000 円	132,000 円
霊安室	1 日につき	6,200 円	62,120 円
会議室	3 時間まで	1,220 円	2,440 円

［表 5-7］利用件数

区　分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
大　　人	1,485 件	1,476 件	1,486 件	1,430 件	1,453 件	1,649 件	1,650 件
小　　人	2 件	2 件	4 件	4 件	4 件	3 件	2 件
死 産 児	22 件	22 件	27 件	15 件	20 件	12 件	18 件
産 汚 物	7 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
犬猫の類	2,137 件	2,065 件	2,182 件	2,084 件	1,917 件	2,151 件	1,856 件
合　計	3,653 件	3,565 件	3,699 件	3,533 件	3,394 件	3,815 件	3,526 件

６．自然環境

（１）天然記念物

多度のイヌナシ自生地は、平成 22 年８月５日、国の天然記念物に指定されました。また、美鹿の神明スギに続き平成 25 年３月 25 日、嘉例川ヒメタイコウチ生息地が県の天然記念物に指定されました。そして市の天然記念物としては、力尾地区嘉例川火山灰層が平成 25 年 10 月９日に指定されました。天然記念物の多くは住宅地及びその近郊にあり、人為的な影響を受けやすいことから、周辺環境の改変には十分な配慮を行い、関係部署との連携を図りながら、天然記念物を保護していくよう努めています。

［表 6-1］桑名市の天然記念物

指定	名　称	場　所	指定期日
国	多度のイヌナシ自生地	桑名市多度町多度	H22.08.05
県	美鹿の神明スギ	桑名市多度町美鹿	S18.04.22
県	嘉例川ヒメタイコウチ生息地	桑名市嘉例川	H25.03.25
市	太夫の大樟	桑名市太夫	S34.07.17
市	芳ケ崎のクロガネモチ	桑名市芳ケ崎	S41.11.22
市	照源寺の夫婦マツ	桑名市東方	S50.03.07
市	ヒメタイコウチ	桑名地区・多度地区	S60.12.09
市	長島の大松	桑名市長島町西外面	H07.04.13
市	宇賀神社シイの森	桑名市多度町柚井	H11.06.28
市	力尾地区嘉例川火山灰層	桑名市多度町力尾	H25.10.09

（２）自然環境調査

桑名市環境基本条例に基づき、桑名市地域の自然環境を保護するため、平成 20 年度から平成 28 年度まで自然環境保護推進員による現地調査を行いました。平成 25 年３月には、調査結果から主な生きものについて紹介する冊子とマップ版の「くわなの生きもの」を発行しました。

また、自然環境に対する関心を高めてもらうため、イヌナシの花を見る会、イヌナシ自生地保全活動等の行事を開催し、多くの方にご参加いただきました。

７．資料編

（１）公害関係法令等に基づく対象施設届出状況（令和４年度）

［表 7-1］騒音規制法に基づく特定施設

施　設　名	工場等数	施設数
1 金属加工機械	66	422
2 空気圧縮機及び送風機	114	674
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい機及び分級機	3	6
4 織機(原動機を用いるもの)	8	168
5 建設用資材製造機械	1	1
6 穀物用製粉機(ロール式のもの)		
7 木材加工機械	30	83
8 抄紙機		
9 印刷機械（原動機を用いるもの）	6	34
10 合成樹脂用射出成形機	8	152
11 鋳型造型機（ジョルト式のもの）	8	155
合　　計	244	1,695

［表 7-2］振動規制法に基づく特定施設

施　設　名	工場等数	施設数
1 金属加工機械	41	391
2 圧縮機(冷凍機を用いるものを除く)	78	330
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい機及び分級機	1	2
4 織機(原動機を用いるもの)	5	143
5 コンクリートブロックマシン、コンクリート管・柱製造機械		
6 木材加工機械	4	4
7 印刷機械	4	9
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)		
9 合成樹脂用射出成形機	8	155
10 鋳型造型機(ジョルト式のもの)	7	131
合　　計	148	1,165

［表 7-3］三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（騒音）

施　設　名		工場等数	施設数
金属製品の製造又は加工の用に供する	1 圧延機械		
	2 製管機械		
	3 ベンディングマシン(ロール式のもの)		
	4 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	5	44
	5 機械プレス	12	69
	6 せん断機		6
	7 鍛造機	1	77
	8 ワイヤーフォーミングマシン	1	4
	9 ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。)	16	41
	10 タンブラー	5	107
	11 鋳型造型機（ジョルト式の	2	73

	ものに限る）		
	12 高速切断機	11	49
13 空気圧縮機		47	251
14 送風機		18	270
15 ガス圧縮機		37	225
16 真空ポンプ		8	38
17 冷房機及び冷却塔		81	761
土石用又は鉱物の粉砕の用に供する	18 破砕機	3	21
	19 摩砕機	1	5
土木用又は鉱物のふるいわけの用に供する	20 ふるい	1	19
	21 分級機		4
22 繊維製品の製造の用に供する織機		2	22
建設用資材の製造の用に供する	23 コンクリートプラント	1	7
	24 アスファルトプラント	1	3
25 穀物用製粉機			
木材の加工の用に供する	26 ドラムパーカー		
	27 チッパー	2	3
	28 砕木機		
	29 帯のこ盤	11	20
	30 丸のこ盤	1	7
	31 かんな盤	3	6
32 抄紙機			
33 印刷機械			1
34 合成樹脂用射出成形機		4	43
35 段ボール製造用コルゲートマシン		1	3
合　　計		275	2,179

［表 7-4］三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（振動）

施　設　名		工場等数	施設数
金属製品の製造又は加工の用に供する	1 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	6	53
	2 機械プレス	14	95
	3 せん断機	1	20
	4 鍛造機	1	73
	5 ワイヤーフォーミングマシン		
	6 ベンディングマシン		
7 ディーゼルエンジン（非常用を除く）		6	12
8 振動コンベアー		6	356
9 圧縮機（冷凍機に用いるものを除く）		45	205
10 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		5	42

11 織機(原動機を用いるもの)			
12 製網機(原動機を用いる結節型のもの)			
13 コンクリートブロックマシン、コンクリート管・柱製造機械			8
木材加工の用に供する	14 ドラムパーカー	1	11
	15 チッパー	1	2
16 印刷機械			1
17 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)			
18 合成樹脂用射出成形機		4	43
19 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る）		2	84
20 ダイカストマシン			26
21 シェークアウトマシン		2	32
22 遠心分離機（洗濯用脱水機含む）			3
合　　計		94	1,066

（２）環境基準

［基-1］騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	時間の区分		該当地域
	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～翌 6 時)	
A	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第８条の規定により定められた第１種、第２種低層住宅専用地域、及び第１種、第２種中高層住宅専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第８条の規定により定められた第１種、第２種住宅地域、及び準住居地域
C	60dB 以下	50dB 以下	都市計画法第８条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

［基-2］道路交通振動の限度

区域	時間の区分		該当地域
	昼間 (8～19 時)	夜間 (19～翌 8 時)	
第１種区域	65dB 以下	60dB 以下	都市計画法第８条の規定により定められた第１種、第２種低層住居専用地域、第１種、第２種中高層住居専用地域、第１種、第２種住居地域及び準住居地域
第２種区域	70dB 以下	65dB 以下	都市計画法第８条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

［基-3］特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域	時間の区分			該当地域
	昼間 (8～19 時)	朝(6～8 時) 夕(19～22 時)	夜間 (22～翌 6 時)	
第１種区域	50dB	45dB	40dB	低層住専
第２種区域	55dB	50dB	45dB	中高層住専、住居
第３種区域	65dB	60dB	55dB	近隣商業、商業、準工業
第４種区域	70dB	65dB	60dB	工業
その他地域	60dB	55dB	50dB	工業専用地域を除く

第 2 種・第 3 種・第 4 種区域内の学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内は、5 デシベルを減じた値とする。

［基-4］工場等において発生する振動の規制基準

区域	時間の区分		該当地域
	昼間 (8～19 時)	夜間 (19～翌 8 時)	
第１種区域	60dB	55dB	第１種住居専用地域、第２種住居専用地域、住居地域
第２種区域	65dB	60dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、市街化調整区域

第 2 種区域内の学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内は、5 デシベルを減じた値とする。

［基-5］（特定）建設作業に係る騒音、振動規制基準

規制種別	区域	騒音規制法	振動規制法	三重県生活環境の保全に関する条例	適用除外
基 準 値	１号区域	85dB	75dB	騒音：85dB 振動：75dB	
	２号区域				
作　　業 禁止時間	１号区域	19 時～7 時			①②③④
	２号区域	22 時～6 時			
最大作業 時　　間	１号区域	10 時間/日			①②
	２号区域	14 時間/日			
最大作業 日　　数	１号区域	連続 6 日			①②
	２号区域				
作　　業 禁 止 日	１号区域	日曜日･休日			①②③④⑤
	２号区域				

※１．基準値は、（特定）建設作業の場所の敷地境界線での値
※２．１号区域：下記の「２号区域」を除く区域
２号区域：工業地域及び知事が指定した地域（ただし、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域を除く）
※３．適用除外
①災害その他非常の事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合
②人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に作業を行う必要がある場合
③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間（又は休日）に作業を行う必要がある場合
④道路法又は道路交通法の規制に基づき条件が付された場合
⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

［基-6］悪臭物質の規制基準、におい、主な発生源

物質名	規制基準(ppm)	におい	主な発生源
アンモニア	1	し尿のような臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのような臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	腐った卵のような臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのような臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009		
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のような臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさい臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	0.4	都市ガスのような臭	化学工場、ＦＰＲ製品製造工場等
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノリマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のような臭	
イソ吉草酸	0.001		
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭	塗装工場、自動車修理工場、印刷工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
イソブチルアルデヒド	0.02	むせるような甘酸っぱい焦げた臭	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009		
イソバレルアルデヒド	0.003		
イソブタノール	0.9	刺激的な醗酵した臭	塗装工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場等
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのような臭	
メチルイソブチルケトン	1		
トルエン	10	ガソリンのような臭	
キシレン	1		